



山形県公報

令和4年11月25日(金)
第358号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……1113
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……1114
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………1115

公 告

- 指定管理者の募集……………(空港港湾課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1116
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……1121

告 示

山形県告示第923号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ファルマシア岡野	介護タクシー カモシカ 最上郡最上町大字向町68番地の11	訪 問 介 護	令和 4. 11. 16

山形県告示第924号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営袖崎地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(ため池整備事業))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営袖崎地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(ため池整備事業))変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
村山市役所

3 縦覧に供する期間

令和4年12月2日から令和5年1月5日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第925号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	更 生 堰 地 区	令和3年6月24日

山形県告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
袖浦土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市緑ヶ丘一丁目3番地の7
- 3 認可年月日
令和4年11月16日

山形県告示第927号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
大町溝土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市砂越字小形111番地
- 3 認可年月日
令和4年11月16日

山形県告示第928号

次の開発行為は、完了した。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号
令和4年6月3日 指令置総建第35号
- 開発区域に含まれる地域の名称
南陽市二色根字石田92番1、92番21、92番22、93番1、赤湯字西川原2824番2、三間通字東蔵田1番1地先水路、櫛塚字石法花1845番地先水路
- 開発許可を受けた者の住所及び名称
南陽市長岡2016番地 置賜ツバメ石油株式会社

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月25日

山形県公安委員会
委員長 吉 村 美 栄 子

山形県公安委員会規則第9号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項が記載された書面の写し」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

公 告

鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり募集する。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 募集する施設の名称及び所在地
 - 名 称 鼠ヶ関マリーナ
 - 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内
- 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和4年11月25日（金）から同年12月23日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課 港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)2625

ロ 山形県港湾事務所 港政管理担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号
電話番号0234(26)5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和4年12月15日（木）から同月23日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町ア パート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	一般用	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同	同	3DK	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600		同
同 2号	同	同	74.0	2	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600		同
同 3号	同	2DK	60.3	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,100	38,200		同
同	同	3DK	74.0	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800		单身可
同	同	同	74.0	1	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800		
同 春日アパー ト1号	同 春日五丁 目2-43	同	58.4	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400		
同 2号	同	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300		
同 3号	同	2DK	61.5	1	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	20,900	24,200	27,600	31,200	35,600	41,100		单身可
同 玉の木ア パート	同 通町八丁 目2-95	3DK	55.7	2	一般用	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		同
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同 成島アパー ト2号	同 成島町三 丁目2-95	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,000	28,200	32,300	37,200		
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,300		
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		单身可

同 2号	同	同	同	68.8	1	同	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	同
同 3号	同	同	同	69.9	1	同	23,000	26,500	30,400	34,200	39,100	45,100	
同 4号	同	同	同	69.9	1	同	23,000	26,500	30,400	34,200	39,100	45,100	单身可
同 5号	同	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	
同	同	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	
同	同	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	单身可
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 2号	同	同	同	72.9	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同 3号	同	同	同	72.9	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	单身可
同 3号	同	同	同	72.9	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	同
同 桜木アパー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	同	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 2号	同 同 1229-1	同	同	59.3	2	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 関口アパー ト1号	同 宮内352 -3	2D K	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	57.2	1	同	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,100	单身可
同 糠野目ア パート	同 東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	3D K	一般用	51.2	2	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	同
同	同	同	同	51.2	1	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同 大町アパー ト	同 高島695- 12	同	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	

同	同	同	同	58.0	3	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	单身可
同 糠野目第2 アパート	同 福沢南21- 2	同	同	62.6	2	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	同
同	同	同	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	单身可
同 館之北ア パート	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	单身可
同 小出アパー ト1号	同 長井市台町3- 1	同	同	55.7	1	同	13,400	15,400	17,700	19,900	22,800	26,300	单身可
同 2号	同 3- 2	同	同	58.0	2	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	单身可
同	同	同	同	58.0	1	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	单身可
同 成田アパー ト	同 成田3102 -3	同	同	58.4	2	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	单身可
同	同	同	同	63.9	1	同	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600	单身可
同 白鷹アパー ト	同 西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可
同	同	同	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可
同 あらとア パート1号	同 725 -1	同	同	74.4	1	同	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600	单身可
同 2号	同	同	同	77.9	2	同	25,000	28,800	32,900	37,200	42,500	49,000	单身可
同 飯豊アパー ト	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	单身可
同	同	同	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神

障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年12月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和4年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和5年2月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営美原アパー ト1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	2	一般用	19,700 円	22,700 円	26,000 円	29,300 円	33,500 円	38,700 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 東部アパー ト2号	同 朝陽町6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	単身可	
同 3号	同 6 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	単身可	
同	同	同	58.0	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	単身可	
同 茅原アパー ト1号	同 北茅原町 9	同	63.5	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	単身可	
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	単身可	
同 3号	同	同	64.2	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500		
同 城南アパー ト1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		
同	同	同	62.6	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	単身可	
同	同	同	64.2	2	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	同	
同 川南アパー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	1	同	15,100	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800	同	
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	特定目的用 (高齢・障が い者等用)	15,300	17,600	20,200	22,800	26,000	30,000	同	
同	同	同	51.2	1	一般用	15,300	17,600	20,200	22,800	26,000	30,000	同	
同	同	同	51.2	1	同	15,300	17,600	20,200	22,800	26,000	30,000	単身可	

同 川南住宅 3号	同 1-3	同	54.6	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,700	单身可
同	同	同	54.6	2	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,700	
同 4号	同 1-4	3K	54.6	3	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200	单身可
同	同	同	54.6	3	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200	
同 川南アパ ート5号	同 1-5	同	55.7	2	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	
同	同	同	55.7	1	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	单身可
同 こがねア パート1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同	同	同	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同 2号	同 21-11	同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同	同	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同	同	同	69.5	2	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	
同 東泉アパ ート1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 15-22	同	62.6	3	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	单身可
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	单身可

同 3号	同	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	同
同	同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	同
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	同	69.2	2	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	単身可
同	同	同	同	69.2	1	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	
同 2号	同	同	同	69.2	2	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,500	45,600	
同 3号	同	同	同	67.0	1	同	22,600	26,100	29,800	33,600	38,400	44,300	
同 新橋アパー ト	同 新橋五丁 目5-1	同	同	68.2	1	同	23,300	26,900	30,700	34,700	39,600	45,700	
同 余目アパー ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	同	62.6	1	同	15,700	18,200	20,800	23,400	26,800	30,900	
同	同	同	同	64.2	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	単身可
同 遊佐アパー ト	同 飽海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	
同	同	同	同	59.3	2	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	単身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年12月2日から同月8日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和4年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和5年2月上旬